# 「The Livent Family」 会員規約

#### 第1条 【目的】

この契約はThe Livent Family会員(以下「会員という)が、株式会社リベント(以下「当社という)の提供する各種特典サービス(以下「当サービス」という)の権利を取得し、当社は会員の請求によるサービスの提供義務を負うことを目的とします。

# 第2条 【目的の範囲】

- 1. 当サービスは、当社が提供するサービスに限り適用されます。
- 2. 葬祭に関わるサービスに関しては、将来行う葬儀に限り適用されます。
- 3. 当サービスは次の各号のいずれかに該当する方のみに適用されます。
  - (1)会員
  - (2)会員から見て2親等以内のご家族

# 第3条 【当サービスの内容】

当サービスの内容は、「The Livent Family紹介ページ(https://www.hana-sougi.com/familyclub/)」に掲載されている内容とします。

#### 第4条 【入会金】

- 1. 入会金は10,000円(税込)とし、この金額を申し受けます。ただし、当社が提供するキャンペーン期間中に新規に加入する会員に対し、減額することがあります。なお、既存の会員の入会金に変更はありません。年会費は無料です。
- 2. お支払い時、指定口座へのお振込の場合、手数料は会員負担になります。

# 第5条 【会員証の発行】

当社は、会員申込書と入金確認後、所定の手続きを行い、速やかに会員であることを証するカードを交付いたします。

#### 第6条【権利について】

- 1. 会員の権利の始期は会員申込書および入会金を当社が受領した日とします。
- 2. 会員の権利は、前記第2条第3項に該当する方が終身ご利用できるものとします。但し、会員又は会員の2親等内の親族が当社 葬儀をご利用した場合、会員の選択にて解約できるものとします。解約時、入会金は葬儀費用から差し引かせていただきます。

#### 第7条 【クーリングオフ】

会員は、入会日を含めた8日以内に、当社に対し書面により入会の撤回もしくは取り消しをすることができます。この場合、当社は入会金を全額返金いたします。但し、振込手数料は会員負担になります。既に会員証を発行している場合は、その返還と引き換えに返金いたします。

#### 第8条 【解約】

会員は、加入後9日目から満5年間は第6条の場合を除き、解約はできません。5年目を超えて以降、会員が書面による解約の請求をされたときは、解約の効力が生ずるものとし、この場合は所定の手続きの上、入会金を全額返金いたします。但し、振込手数料は会員負担になります。

# 第9条 【会報誌】

当社は定期的に会報誌を会員に向けて発行し、会員は受取承認するものとします。会員が受取拒否を希望する場合は、当社にお申し出下さい。

# 第10条【個人情報の取り扱いについて】

個人情報の取得・管理は当社が別途定める「個人情報保護方針」に基づいて行うものとします。

(https://www.hana-sougi.com/first/privacypolicy.html)

# 第11条【免責】

- 1. 当社は、当サービスの利用者に対し、本サービスの内容変更、中断、終了によって生じたいかなる損害についても、一切責任を負いません。
- 2. 当社は、当サービスを利用したことにより直接的又は間接的に発生した損害について、一切賠償責任を負いません。
- 3. 当社は、当サービスの利用者その他の第三者に発生した機会損失、その他いかなる損害(間接損害や逸失利益を含みます)に対して、当社が係る損害の可能性を事前に通知されていたとしても、一切の責任を負いません。
- 4. 第1項乃至前項の規定は、当社に故意又は重過失が存在する場合には適用しません。
- 5. 前項が適用される場合であっても、当社は、過失(重過失を除きます。)による行為によって当サービスの利用者に生じた損害のうち、特別な事情から生じた損害については、一切賠償する責任を負わないものとします。

### 第12条【権利譲渡の禁止】

利用者は、予め当社の書面による承諾がない限り、本規約上の地位及び本規約に基づく権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならないものとします。

#### 第13条 【当社への連絡方法】

本サービスに関する当社へのご連絡・お問い合わせは、本サービス又は当社が運営するWebサイト内の適宜の場所に設置する 電話番号又はお問い合わせフォームからの送信又は当社が別途指定する方法により行うものとします。

# 第14条【準拠法、管轄裁判所】

- 1. 本規約の有効性、解釈及び履行については、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。
- 2. 当社と当サービス利用者との間での論議・訴訟その他一切の紛争については、訴額に応じて、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所 を専属的合意管轄裁判所とします。

2023年1月19日 施行

ご契約に関する お問い合わせ・相談窓口

# 株式会社リベント 花葬儀®